

## 新潟地域合併問題協議会の経過

回	年月日・場所	議題等と内容
第1回	平成14年9月5日 ホテル新潟「飛翔」	<p>新潟市・白根市・豊栄市・横越町・亀田町・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村の10市町村で発足</p> <p>○議案第1号 協議会規約について 原案のとおり決定 今後他の市町村から協議会へ加入の申入れがあった場合、会長が会議に諮って定めるとした。</p> <p>○議案第2号 協議会予算について 原案のとおり決定</p> <p>○会議運営について 原案のとおり決定</p>
第2回	平成14年10月25日 ホテルイタリア軒 「サンマルコ」	<p>○議案第1号 協議会規約の一部改正について 原案のとおり決定 新津市・小須戸町の加入が認められ、12市町村となる。</p> <p>○議案第2号 協議会補正予算 原案のとおり決定</p> <p>○協議項目と協議方法について 原案のとおり決定</p> <p>○今後の協議予定について 原案のとおり決定</p> <p>○政令指定都市の実現を目指す決議について 「政令指定都市の実現を目指す決議」を採択</p>
第3回	平成14年12月25日 ホテル新潟「飛翔」	<p>○12市町村の沿革・現状について 事務局より説明</p> <p>○合併の方式、合併の期日、議会の議員の任期及び定数の取扱い、地域審議会について 以下のとおり決定 「合併の時期」…平成17年3月までを目途とする。 「合併の方式」…今後再度協議する。ただし、行政制度調整、合併建設計画策定は、新潟市への編入合併を前提に作業する。 「議会の議員の任期及び定数」「地域審議会」… 新潟市議会議長が各市町村議会と調整を図り、案を作成、会議に諮る。</p> <p>○各種事務事業調整の原則について 住民生活と密接に関わる227事業について比較する、「各種事務事業比較表」を提出。また、新潟市のサービスを基準とした各種事務事業評価について報告 調整の原則について、原案のとおり決定</p> <p>○合併建設計画の策定方法について 原案のとおり決定 新潟市への編入合併方式で事務を進めることで合意したため、合併建設計画は新潟市以外の市町村の区域を対象として策定するが、広域的に有益な事業は新潟市域も対象とすることとした。</p>

回	年月日・場所	議題等と内容
第4回	平成15年2月4日 ホテルイタリア軒 「サンマルコ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種事務事業調整方針案及び各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その1）           <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目の調整方針について、原案のとおり決定               <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事務事業227項目のうち、新潟市の制度を「適用」または「統一」するとした91項目</li> <li>各種事務事業以外の行政制度の「財産の取扱い」、一般廃棄物処理手数料以外の「使用料・手数料の取扱い」、「町字名の取扱い」</li> </ul> </li> <li>○地方税の取扱いについて               <ul style="list-style-type: none"> <li>各税目ごとの現況と合併特例法の取扱いについて事務局より説明。</li> <li>今後事務局が調整方針案を作成し、第5回以降で協議する。</li> </ul> </li> <li>○合併建設計画（骨子）について               <ul style="list-style-type: none"> <li>合併建設計画の基本的な考え方について示した。</li> <li>この日出された意見を踏まえ、第5回に総論部分を提案するとした。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
第5回	平成15年2月21日 ホテル新潟「飛翔」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種事務事業調整方針案について（その2）           <ul style="list-style-type: none"> <li>以下85項目の調整方針案について、原案のとおり決定。</li> <li>新潟市の制度を「適用」または「統一」する50項目</li> <li>「独自」の施策として存続する10項目</li> <li>「経過」措置を設ける25項目</li> <li>これまで提案の176項目を実施した場合の経費について第6回以降に追加で説明するとした。</li> </ul> </li> <li>○各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その2）           <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共的団体の取扱い」「各種団体への補助金・交付金の取扱い」の調整方針について、原案のとおり決定。</li> </ul> </li> <li>○合併建設計画（総論）について           <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に原案を了承。今後作成する各論との整合性を図り、再度会議に諮るとした。</li> </ul> </li> <li>○合併の方式等について           <ul style="list-style-type: none"> <li>「合併の方式」…               <ul style="list-style-type: none"> <li>会長が「新潟広域合併－政令指定都市の目指す方向と基本理念」について説明し、新潟市への編入合併方式を提案。「新潟市への編入合併」に決定</li> <li>「議会の議員の任期及び定数」「地域審議会」…</li> <li>新潟市議会議長が各市町村議会との協議結果を報告。合併の方式の決定を受け、議會議員については「定数特例を適用する」、地域審議会については「新潟市を除く11市町村の区域ごとに設置する」ことに決定。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○合併重点支援地域の指定について           <ul style="list-style-type: none"> <li>県に対し、合併重点支援地域の指定申請を行うことで決定</li> </ul> </li> <li>○岩室村の参加申し入れについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>岩室村から協議会への参加申入れがあった旨会長が報告。加入については第6回で規約改正を提案することで決定。</li> </ul> </li> </ul>

回	年月日・場所	議題等と内容
第6回	平成15年6月16日 ホテル新潟「飛翔」	<p>○議案第1号 規約の一部改正について 原案のとおり決定 岩室村の加入が認められ、13市町村となる。</p> <p>○議案第2号 平成14年度協議会決算について 原案のとおり決定</p> <p>○議案第3号 平成15年度協議会予算について 原案のとおり決定</p> <p>○岩室村関連項目について 岩室村の「沿革及び現状」「各種事務事業比較表」を報告。 「第5回までに調整方針が合意された各種事務事業調整方針案」 及び「第5回までに調整方針が合意された行政制度の岩室村を含む調整方針案」について、原案のとおり決定</p> <p>○各種事務事業調整方針案について（その3） 以下29項目の調整方針案について、原案のとおり決定 新潟市の制度を「適用」または「統一」する4項目 「独自」の施策として存続する2項目 「経過」措置を設ける23項目</p> <p>○各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その3） 以下の項目の調整方針案について、原案のとおり決定 「一般職の職員の取扱い」 「行政機構及び組織の取扱い」 「一部事務組合等の取扱い」31団体 「使用料・手数料の取扱い」のうちの一般廃棄物処理手数料と、 全体に適用されるべき調整方針案 「慣行の取扱い」の消防出初式以外 ただし「一般職の職員の取扱い」について細目は関係市町村の長 が別に協議して定めることと合意</p> <p>○合併建設計画（各論）について 岩室村の加入に伴う総論の修正、「まちづくり計画」の全体像、 各論の骨子、リーディングプロジェクトについて、原案のとおり 決定 各市町村からの建設計画提案①事業について報告</p>
第7回	平成15年8月12日 ホテル新潟「飛翔」	<p>○各種事務事業調整方針案について（その4） 以下20項目の調整方針案について、原案のとおり決定。 新潟市の制度を「適用」または「統一」する3項目 「独自」の施策として存続する7項目 「経過」措置を設ける10項目</p> <p>○各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その4） 以下の項目の調整方針について、原案のとおり決定。 「一部事務組合の取扱い」16団体 「慣行の取扱い」のうち消防出初式</p>

回	年月日・場所	議題等と内容
第7回	平成15年8月12日 ホテル新潟「飛翔」	<p>○合併建設計画（各論）について 事務局より、県が事業主体のものを除く①・③～⑤事業の原案の提案、財政計画の素案の中間報告、各論の素案の提案、映像と音声によるリーディングプロジェクトの説明がある。 今後、区の制度や区役所・支所の機能について分権専門部会で研究し、会議に報告するとした。</p> <p>○その他 「特別職の職員の取扱い」について、新潟市以外の12市町村長と協議の結果、編入される市町村長は原則として合併後は失職し、地域審議会の委員に就任することでまとまった旨、会長より報告 3つの専門部会（交通・農業・分権）設置の報告</p>
第8回	平成15年9月8日 ホテルオークラ新潟 「コンチネンタル」	<p>○各種事務事業調整方針案について（その5） 「経過」措置を設ける1項目の調整方針案について、原案のとおり決定</p> <p>○各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その5） 「農業委員会の取扱い」について原案のとおり決定</p> <p>○各種報告 「地域審議会の先行事例」について事務局より報告。 「政令指定都市の概要」について分権専門部会より報告。 区割り基準、合併建設計画に関する意見が出る。 第9回では、残る6項目について協議することを確認。</p>
第9回	平成15年9月29日 ホテル新潟「飛翔」	<p>○各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その6） 以下の項目の調整方針案について、原案のとおり決定。 「地方税の取扱い」 「地域審議会に関する主要項目」 「特別職の職員の取扱い」</p> <p>○合併建設計画について 合併建設計画、合併財政計画、登載事業、事業費総括について、原案のとおり決定</p> <p>○各種報告 分権専門部会中間報告 交通専門部会中間報告 農業専門部会中間報告</p> <p>新潟地域合併問題協議会の終了 出来るだけ早い段階で法定協議会を立ち上げ、残された協議事項である「合併の期日」「巻・西川・潟東消防事務組合」「国民健康保険料」の調整方針および財政計画の修正、今後の住民説明会を受けての要望・課題について協議することとした。</p>